

「事業分簿等に関する会計基準（企業会計基準第7号）第20条」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたします。
 (3) 事業の構造的セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称
 リース業
 (4) 当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額
 経常収益 69,782百万円
 経常利益 2,237百万円
 中間純利益 1,254百万円
 (5) 連結的親方の主な職業
 三井住友銀行及びその子会社を当該の連結子会社から除外し、住友三井オートサービス株式会社及びその子会社を新たに当該の特法適用の関連会社としております。
 46. 連結自己資本比率（第一基準） 10.46%

中間連結損益計算書 平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		2,077,552
資 金 運 用 収 益	1,082,577	
(うち貸出金利息)	(771,407)	
(うち有価証券利息配当金)	(167,526)	
信 託 雑 収 益	2,262	
役 務 取 引 等 収 益	346,671	
特 定 取 引 収 益	118,362	
そ の 他 業 務 収 益	488,686	
そ の 他 経 常 収 益	38,991	
経 常 費 用		1,724,314
資 金 調 達 費 用	483,002	
(うち預金利息)	(276,767)	
役 務 取 引 等 費 用	53,232	
そ の 他 業 務 費 用	479,774	
営 業 経 費	477,357	
そ の 他 経 常 費 用	230,947	
経 常 利 益		353,237
特 別 利 益		1,549
特 別 損 失		4,453
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		350,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		53,951
法 人 税 等 調 整 額		89,270
少 数 株 主 利 益		36,519
中 間 純 利 益		170,592

＜中間連結損益計算書に関する注記＞

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
1. 該当する中間純利益金額 21,094百万円
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 29,840円7銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引収益及び特定取引費用の損益は、当中間連結会計期間中の増減額に、有価証券、金融債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、固定資産については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし売却からの損益増減の増減額を加算しております。
5. リース取引等に関する収益及び費用は、主として、次のとおりであります。
 (1) リース取引のリース料収入の計上方法
 主に、リース期間に基づきリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
 (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法
 主に、割賦販売による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
 6. 「その他経常収益」には、株式等売却益14,293百万円及び特許法による投資利益19,030百万円を含んでおります。
 7. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額73,113百万円、貸出金償還65,014百万円及び株式等償却額60,350百万円を含んでおります。
 8. 「特別利益」には、固定資産処分益1,163百万円及び割賦債権取立益386百万円を含んでおります。
 9. 「特別損失」は、固定資産処分損1,247百万円及び減損損失3,205百万円です。
 10. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	帳簿価額
前部圏	営業用店舗	4ヵ店	41百万円
	遊休資産	11物件	280百万円
近畿圏	営業用店舗	1ヵ店	53百万円
	遊休資産	8物件	2,533百万円
その他	営業用店舗	9ヵ店	177百万円
	遊休資産	3物件	292百万円

連結される子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグループの最小単位としております。本邦、朝鮮半島、事務・システムの電算センター、福利厚生施設等の集積したキャンパス・フロアを全加盟する単位は利用拠点としております。また、海外拠点については、物件ごとにグループの単位としております。また、当社並びにその他の連結される子会社及び法人等については、各営業拠点をグループの最小単位とする等の方法でグループ化を行っております。
 当中間連結会計期間は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結される子会社については、営業用資産について、投資額の回収が定まらぬ場合に、帳簿価額を回収可能額で減額し、当該減損を減損損失として特別損失に計上しております。
 回収可能額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価に基づいた詳細額から処分費用及売却税を控除する等により算出しております。